

健康増進法の一部を改正する法律案要綱

第一 登録試験機関

厚生労働大臣が特別用途表示の許可を行うについて必要な試験の一部を、現行の独立行政法人国立健康・栄養研究所に加え、厚生労働大臣の登録を受けた試験機関にも行わせることができるようにするとともに、試験機関の登録及びその取消、財務諸表等の備付けその他登録試験機関の義務、登録試験機関の試験業務、厚生労働大臣の登録試験機関に対する監督等に関し必要な事項を定めること。（第二十六条から第二十六条の十八まで関係）

第二 誇大表示の禁止

一 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康保持増進効果等について著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないこととすること。（第三十二条の二関係）

二 厚生労働大臣は、一に違反して表示をした者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をし、その勧告に従わない者があるときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるもの

とするとともに、立入検査等に関し必要な規定を整備すること。（三十二条の三関係）

第三 罰則

登録試験機関の役員等が職務に関し知り得た秘密を漏らした場合は罰則の対象とすることその他罰則について必要な事項を定めること。（第三十六条から第四十条まで関係）

第四 その他

その他必要な規定の整備を行うこと。

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
ただし、一については、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。（附則第二条から第四条まで関係）